

## 埼玉高速鉄道(株)経営懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 平成20年6月30日付け総財公第112号総務省自治財政局長通知（第三セクター等の改革について）に基づき、埼玉高速鉄道株式会社の経営状況の評価と経営改革案等を検討するため、埼玉高速鉄道(株)経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項について検討のうえ、意見、提言等を行う。

- (1) 埼玉高速鉄道株式会社の経営分析及び改革案に関する事。
- (2) 会社が定めた事業再生計画の点検評価に関する事。
- (3) その他委員会の設置目的の達成に必要な事項

### (構成)

第3条 懇話会は、委員4人で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 第3セクター、鉄道事業、会社経営などに優れた知識を有する者
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士

2 委員は、知事が依頼する。

### (座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は会議を主宰する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は必要に応じ委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 懇話会の会議は公開とする。ただし、公開することにより会議の公平かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合には、出席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。